

三宅町社会福祉協議会ボランティア活動支援助成金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、支援を必要とする高齢者、障害者（児）等の在宅福祉の向上、地域福祉の推進及びボランティア活動の育成を図ることを目的に、地域福祉の推進に寄与する個人ボランティアまたは団体（以下個人・団体問わず「活動者」という。）の活動に対する助成金の交付に関し、必要な事項を定める。

(助成対象)

第2条 この要綱により助成対象となる活動者は、次の各号のいずれにも該当していかなければならない。

- (1) 三宅町社会福祉協議会（以下「本会」という。）にボランティア登録し、かつ三宅町ボランティア連絡協議会に登録していること。
- (2) 活動拠点または主な活動場所が三宅町内にある活動者で、本会にボランティア登録し、1年以上経過している活動であること。
- (3) 市町村や自治会又は他の社会福祉協議会から助成金や補助金の交付を受けている活動や、委託金や参加費を含めた自己資金にて、活動が可能と認められる活動ではないこと。
- (4) 本助成に伴う活動を含め、月1回以上のボランティア活動または定期会議等を行っていること。

(活動の内容)

第3条 助成対象となるボランティアの内容は以下に掲げる活動であること。

- (1) サロンや居場所づくりなどの活動
- (2) 趣味や健康維持、特技の披露などによる訪問や集い活動
- (3) イベントや企画などを通し、活動者以外の者が交流を図る活動
- (4) 生活支援や配食、傾聴など住民同士の支え合い活動
- (5) 防犯や防災などに関する活動
- (6) 自然や環境、動物の保護等に関する活動
- (7) 文化や芸術の継承や普及に関する活動
- (8) 国際交流、国際協力に関する活動
- (9) その他、本会会長（以下「会長」という）が特に必要と認めるもの

(助成の対象となる経費)

第4条 この要綱により助成の対象となる経費は、次の各号に定めるものとする。ただし、毎年4月1日から翌年3月31日までに実施する事業等に必要な経費とする。

- (1) 講師謝礼（但し、同一講師に対し、複数回の謝礼を行う場合は、助成額の総額の1／2まで）
- (2) 会場・機器等の借上げ料
- (3) 研修会等の研修費及び交通費
- (4) ボランティア活動に要する消耗品費
- (5) 印刷費
- (6) 通信運搬費
- (7) 雑役務費（ボランティア保険等加入費等）
- (8) その他、会長が特に必要と認めるもの

(助成の対象とならない経費)

第5条 次の各号に定めるものは、助成の対象としない。

- (1) 宗教・政治・営利活動に要する費用
- (2) 物品・現金の寄贈や販売を含む活動に伴う費用
- (3) 主に活動者を対象とした定例会・ミーティング・親睦会などの会合の飲食費
- (4) 慶弔費
- (5) 個人の所有になる備品購入費用や資格取得に要する費用

(助成金の額)

第6条 申請できる助成金の額は、1活動者につき年間30,000円までとする。但し、下記の活動については、範囲内において加算した額を申請することができ、本会にて内容を諮るものとする。

	加算対象活動	上限加算額
①	対象が複数の自治会域など、広域にわたり、年間2回以上で延べ50人以上の食事や支援などの提供を行う活動	
②	申請対象団体が新規に立ち上げる活動で、申請額では足りないと思込まれる活動	20,000円

- 2 上記②の新規に立ち上げる活動については、第3条の活動内容ごとに判断するものとする。なお、すでに実施している活動や既存の活動による解釈は認めない。
- 3 上記②の新規に立ち上げる活動の実施は、助成総額または加算額のみで行うかは問わないものとする。
- 4 本助成金の総額は、交付を受けようとする前年度の三宅町における共同募金地域助成金の1/3を上限とし、申請額の総額が上限を超える場合は、申請した活動者で一律の割合で減額した額にて審査を受けるものとする。ただし、申請額が上限額未満であり、一律に減額される金額が、申請した金額を下回らない場合は一律減額の対象とはならない。

(交付申請)

第7条 この助成金は、本会が実施する赤い羽根共同募金運動による地域助成金を財源とし、本会が取りまとめ、三宅町共同募金委員会に申請するものとする。

- 2 助成金の申請を行う者（以下「申請者」という。）は、三宅町社会福祉協議会ボランティア活動支援助成金交付申請書（第1号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて、毎年度指定された期日までに、会長に提出しなければならない。
 - (1) 会員名簿
 - (2) 活動実施計画書（第2号様式）及び収入支出予算書（第3号様式）
 - (3) 前年度の活動写真やチラシ等活動の内容が分かるもの
 - (4) その他、会長が必要とする書類
- 3 助成金の交付申請の提出期限は毎年度1月末日までとする。ただし、末日が土日祝の場合は、直前の運営日を提出期限とする。
- 4 申請の記載については、本助成金にかかる活動及び収支のみ記載すること。
- 5 申請に使用した書類等は返却しない。

(申請の結果)

第8条 会長は、三宅町共同募金委員会の審査委員会の審査の結果に基づき、助成金の交付の可否を決定する。また、その結果は、文書により申請者に結果を通知するものとする。

(助成金の交付)

第9条 助成金は当該活動の運営実態を考慮し、その円滑な運営のため、原則として概算払いとし、三宅町社会福祉協議会ボランティア活動支援助成金交付請求書(第4号様式)の提出により交付する。

(実績報告)

第10条 助成金の交付を受けた者(以下「交付者」という)は、当該年度の活動終了後、三宅町社会福祉協議会ボランティア活動支援助成金実績報告書(第6号様式)に次の各号に掲げる書類を添えて、指定された期日までに、会長に提出しなければならない。

- (1) 活動実施報告書(第7号様式)及び収入支出決算書(第8号様式)
- (2) 活動に要した費用の領収書の原本
- (3) 活動に関する資料及び写真等
- (4) その他、会長が必要とする書類

(助成金の返還等)

第11条 会長は、交付者が次のいずれかに該当するときは、既に交付した助成金の全部若しくは一部の返還を文書にて命ずる。

- (1) 申請事業や助成の目的以外のものに助成金を使用したとき
- (2) 偽り、その他不正の手段により助成金の交付を受けたとき
- (3) 第9条による実績報告を怠り、また提出の指示に従わなかつたとき
- (4) 第9条による実績報告において未使用金がある場合
- (5) 年度内又は年度末において活動の休止又は団体の解散があり、第9条による実績報告において助成金の未使用分がある場合
- (6) その他、会長の指示に従わなかつたとき

(その他)

第12条 この要綱に定めるものの他、必要な事項は会長がその都度定める。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日より施行する。

この要綱は、令和4年3月1日に一部変更する。

この要綱は、令和5年1月1日に一部変更する。

この要綱は、令和5年4月1日に一部変更する。

この要綱は、令和6年6月24日に一部変更する。

この要綱は、令和7年12月10日に一部変更する。